住所　東京都荒川区西尾久８丁目10番21―212号
　金芳男　昭和37年５月７日生
住所　東京都世田谷区池尻３丁目26番11号
　金大　昭和44年７月４日生
住所　神奈川県綾瀬市吉岡東２丁目１番21号
　トリシア・マリ・ジャスミン・カタバイ　平成６年４月１日生
住所　埼玉県行田市大字長野666番地３
　ヒ゛ウィン・アレヴァロ・ヒラノ　昭和58年８月29日生
住所　京都市南区東九条東岩本町33番地
　宋和則　昭和59年５月31日生
住所　富山市堀川町667番地１
　孫麗娜　昭和56年10月５日生
住所　埼玉県所沢市中富南３丁目14番地５
　ホメナ　平成22年12月２日生
住所　静岡県富士宮市朝日町16番４号
　ジュン・マーク・マリアリ　平成８年11月21日生
住所　東京都台東区浅草橋２丁目29番９―901号
　劉宇郎　昭和57年10月20日生
住所　神奈川県綾瀬市寺尾中２丁目１番７―401号
　メリア・ヒバンジェリン・スマギ　平成７年11月20日生
住所　東京都足立区伊興５丁目９番25号
　李春陽　昭和56年９月20日生
　李晋泰　平成23年９月24日生
住所　埼玉県川口市西川口３丁目15番２―604号
　王茹逸　昭和56年９月５日生
住所　横浜市港北区新横浜２丁目15番地２
　朱娜娜　昭和55年12月24日生
住所　東京都荒川区西日暮里１丁目２番４―503号
　馬慶軍　昭和47年８月14日生
　崔英美　昭和54年５月８日生
　馬博龍　平成24年８月22日生
住所　愛知県長久手市打越225番地
　鄭啓朗　昭和57年２月２日生
住所　東京都大田区西蒲田７丁目49番１号
　鄭健郎　昭和59年７月８日生
住所　福岡県古賀市花見東７丁目14番57―601号
　鄭喜朗　昭和61年４月14日生
住所　東京都渋谷区桜丘町９番16号
　張徳生　昭和58年３月５日生
住所　横浜市磯子区磯子３丁目６番１―614号
　金梅花　昭和55年１月５日生
住所　大阪市鶴見区今津中１丁目６番27号
　韓順喜　昭和40年７月31日生
　金実和　平成３年11月４日生
　金早希　平成14年４月27月生
住所　福岡市西区姪の浜２丁目21番22―302号
　王立鋒　昭和42年10月21日生
　玉**蟲嬬**　平成４年８月１日生
住所　神戸市長田区若松町８丁目１番19号
　呉性英　昭和33年９月23日生
住所　兵庫県宝**塚**市安倉西３丁目９番１―402号
　金祐史　昭和57年６月23日生
住所　兵庫県川西市小戸２丁目２番11号
　金好宏　昭和59年４月５日生
住所　兵庫県明石市魚住町長坂寺442番地20
　金由利子　昭和32年４月13日生
住所　滋賀県大津市大江２丁目12番７号
　裵栄姫　昭和29年12月30日生
住所　名古屋市中村区香取町１丁目57番地１
　金愛　昭和52年12月21日生
住所　山口県山陽小野田市新生２丁目６番18号
　金両植　昭和26年６月15日生
　朴夏子　昭和30年９月19日生
住所　横浜市港北区日吉２丁目６番18号
　金美雪　昭和55年２月27日生
住所　岡山県倉敷市沖78番地２
　金友美　昭和58年４月９日生
住所　大阪市生野区生野西４丁目20番４号
　趙裕之　昭和46年10月15日生
住所　大阪府八尾市永畑町１丁目２番43号
　康照男　昭和30年５月11日生
　金智子　昭和35年４月３日生
　康彩華　平成２年６月16日生
住所　岡山市北区津島笹が瀬５番25号
　康毬絵　昭和63年５月24日生
住所　大阪市城東区今福西４丁目４番６―711号
　尹敏子　昭和18年10月７日生
住所　大阪府箕面市箕面５丁目４番10―206号
　金容善　昭和38年８月22日生
住所　京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地
　呉茂　昭和52年７月13日生
住所　京都府京田辺市東鍵田18番地14
　姜祥求　昭和51年12月28日生

○外務省告示第三百十三号

平成二十五年九月二十日にコナクリで、債務救済措置（債務免除方式）に関する次の二の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。

平成二十五年十月八日　　外務大臣　岸田　文雄

（独立行政法人国際協力機構関係の債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国の借款に関してこの書簡の付表に掲げる日に日本国政府とギニア共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅰ」という。）、債務免除方式による債務救済措置に関して二千四年十月二十八日に日本国政府とギニア共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅱ」という。）、重債務貧困国の政府開発援助債務の完全な免除に関するＧ８ロンドン連合王国及びアメリカ合衆国の元首及び政府の長により千九百九十九年六月十八日にケルンで発出された声明並びにギニア共和国が拡大重債務貧困国イニシアティブの下で包括的な債務救済を受けるために必要な条件を満たしたことについて国際通貨基金及び国際開発協会により二千十二年九月二十六日になされた承認に関し、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

１　債務免除方式による債務救済措置が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）に対する債務（以下「債務」という。）から成る。

２　(1)　免除される債務は、従前の書簡Ⅰに従って締結された借款契約に基づく次の債務（以下「債務」という。）から成る。

(a)　二千十二年九月一日現在で償還されていない全ての元本

(b)　二千十二年八月三十一日以前に生じた未払の全ての利子（遅延利子を含む。）

(2)　債務の総額は、五十五億二千九百七十六万七千五百二十六円（五、五二九、七六七、五二六円）になる。

(3)　(2)に規定する総額は、日本国政府及びギニア共和国政府の権限のある当局間の同意により修正することができる。日本国政府の権限のある当局は、外務省及び財務省であり、ギニア共和国政府の権限のある当局は、経済・財政省及び国際協力省である。

３　債務は、ギニア共和国政府に対してＪＩＣＡが行う免除の通告により免除されることになる。ギニア共和国政府は、千二年九月一日から当該通告の日までの間（両期日を含む。）における債務に対する利子は、課されない。

４　ギニア共和国政府は、債務が免除される事実を考慮し、政府間協議の結果に従って、ギニア共和国の貧困を削減し並びに社会的及び経済的開発を促進するために必要な措置をとる。

５　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

６　(1)　従前の書簡Ⅱに述べられた了解は、この書簡が交換された日からこの了解によって代替され、無効となる。

(2)　従前の書簡Ⅱに述べられた了解に基づき、一定の債務が、二千三年四月一日から二千四年三月三十一日までの二千三年度、二千四年四月一日から二千五年三月三十一日までの二千四年度、二千五年四月一日から二千六年三月三十一日までの二千五年度、二千六年四月一日から二千七年三月三十一日までの二千六年度及び二千七年四月一日から二千八年三月三十一日までの二千七年度の各事業年度における免除の日程に従って既に免除された。

(1)に規定する免除された債務の総額は、二十七億六千九百十万九千三百二十六円（二、七六九、二三六円）であった。